

## 確定申告の改正点

**Q** : 私は、これから平成17年度の確定申告をします。今回の申告で何か改正されている点がありますか？

**A** : 次のような点が改正されていますので注意してください。

### 【解説】

平成17年度の確定申告から改正される主な項目には次のようなものがあります。申告をされる場合には注意してください。

#### ① 老年者控除の廃止

老年者控除が廃止になりました。

#### ② 公的年金控除の改正

65歳以上の者に対する公的年金控除が改正になりました。速算表は次のようになっています。

公的年金等の 収入金額(A)	公的年金等控除額
・ 330万円以下	120万円
・ 330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 37.5万円
・ 410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 78.5万円
・ 770万円超	(A) × 5% + 155.5万円

#### ③ 青色申告特別控除

簡易な簿記の方法により記録している場合に認められていた45万円の控除が廃止となり、正規の簿記の原則に従って記録している場合の控除が55万円から65万円に引き上げられました。

